

# 高槻市剣道連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この連盟は、高槻市剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を大阪府高槻市芝生町1丁目2-23に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は高槻市における剣道の普及・発展に努め、剣道の修練を通じて会員及び剣道関係者相互の親睦を図り健全なる心身を育成し、もって地域の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 剣道大会の開催
- (2) 剣道の級位・段位審査に関すること
- (3) 剣道に関する調査、研究
- (4) 稽古会及び剣道関係の講習会の開催
- (5) 関係諸団体との連絡、協調及び親睦
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(会員)

第5条 本連盟は、市内の各剣道団体及びその団体に所属する者をもって組織する。

(入会、退会)

第6条 本連盟への入会は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 退会は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本連盟は、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長若干名
- (5) 理事若干名
- (6) 会計監査1名

2 特別役員として、顧問を若干名置く事ができる。

(役員を選任)

第9条 理事は理事会の意見を参考に理事長が推薦する者の中から、総会で選任する。

2 会長、副会長、理事長及び副理事長は理事会において理事の中から選定する。

3 顧問は会長が理事会において委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は会長の命を受け本連盟の会務を掌握し業務の運営に当たり、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は理事会に出席し、事業の企画・立案等、会の運営に関わる事項を審議し、執行する。

(監査)

第11条 会計監査は理事会の承認を得て会長が委嘱する。但し会計監査は理事を兼ねることはできない。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

## 第5章 会議

(会議)

第13条 本連盟の会議は、総会、臨時総会及び理事会とする。

(理事会の招集等)

第14条 理事会は会長がこれを招集し、規約に規定した事項、その他必要事項を審議、処理する。

2 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって成立するものとする。但し、委任状を認めるものとする。

3 理事会の議事は会長がこれを統括するものとし、議決は出席者の過半数をもって決議する。可否同数の時は、議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約の決定及び改正・変更に関する事項

(5) その他、業務に関する重要な事項で、理事会において必要であると認めた事項

(総会の招集)

第16条 総会は、各加盟団体の代表1名及び役員出席により構成する。総会は年度始めに開催することを原則とする。

- 2 総会は2分の1以上の出席をもつて成立するものとする。但し、委任状を認めるものとする。
- 3 総会の議事は会長がこれを統括するものとし、議決は出席者の過半数をもつて決議する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第6章 会計

第17条 本連盟の経費は次に掲げるものをもってこれを支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

第18条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本連盟の年度会費は個人会費制とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 幼児、小学生、中学生会員 2, 000円
- (2) 高校生、大学生会員 3, 000円
- (3) 一般会員 4, 000円

## 第7章 雑則

第20条 この規約の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

本連盟の規約は昭和46年5月1日より実施する。

(昭和48年4月1日から第6条中 副会長「2名」を「若干名」にあらためる。)

(昭和50年4月1日から第17条 副理事長1名、会計監査2名を適用する。)

(平成4年4月1日 第2条一部改正、第6条一部改正、第8条一部改正、第13条2削除。)

(平成9年4月1日 第6条一部改正。)

(平成16年4月1日 全面改正・各項目の明記及び追加。)

(平成22年4月1日 第6章 会計 第21条 一部改正。)

(令和5年4月16日 全面改正：第12条・20条削除、文言の整理他。)